

# 東京都個人タクシー協会

## 会報

乗って安心個人タクシー



平成25年  
1月号

### 年頭所感

## 今こそ結束を固めて諸課題を克服し難局を乗り越えよう

会長 木村忠義



あけましておめでとございます。年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。昨年も景気低迷が続く中、傘下事業者の皆様には、大変ご苦労された一年であったと思いますが、こうした中で当協会の運営にご協力をいただき、ここに新年を迎えることができましたことを心よりお礼申し上げます。

新政権の誕生で、業界における最大の課題であります事業法案や特措法改定案、さらには、道路運送法の改定案の今後の展開が注目されるところでありますが、一方で個人タクシー協会といたしましては、一昨年来の重大事故・事件の再発防止策の強力な推進によって、平成25年は、明るい兆しの見える年にしたいものであります。

さて、当協会の最大の課題であります、一般社団法人へ移行するためのタイムリミットが切迫しております。公益法人改革三法が施行されて以来、当協会は当初、「公益社団法人への移行」を模索してまいりましたが、平成23年7月の第32回総会において「一般社団法人へ移行認可申請に向けての定款変更の案、公益目的支出計

画並びに関連する諸規程類の整備、見直し」を事業計画に据えて進めてまいりました。もとより、当協会は、監督官庁との関わりや、行政から委託される作業なども多々あること、また社会との接点も大変多いことあるので、任意団体ではなく、一般社団法人として法人格を備えた組織への移行が最も適切であると議論を進め、理事会の決定を経て、昨年10月には臨時総会を構えることとなりました。10月の臨時総会は、傘下の団体からの日程延期の強い要請があり、1か月延期しての開催となり、去る11月に開催いたしました。しかし、この臨時総会におきましては、一部の団体にまだ情報の徹底不足などもあり理解が得られないこともあって、可決に至りませんでした。

その後12月の第6回理事会におきまして一般社団法人移行に伴い、「定款変更の案」とその他の諸規程の見直しについて、会員の権利・義務の公平な取り扱いを基本とした検討を行うための「一般社団法人移行特別委員会」を設置いたしました。すでに第1回委員会を12月27日に開催しております。

過日の臨時総会における問題提起や提言を原案に反映させて、早急にコンセンサスを作り上げなければなりません。当初目指した新会計年度の初日（本年5月1日）の移行は困難視されておりますが、本年11月30日までに移行認可申請が整わない場合、解散とみなされ、当協会の定款では、残余財産は「本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする」となっております。また、社団都協は役員のためにあるのではありません。すべての事業者の皆様一人ひとりの権利と義務は公平であるべきです。

これまで理事会レベルまで積み上げてきた議論を反故にすることなく、全傘下団体の役員、傘下事業者の皆様の英知を結集し、東京の個人タクシーの結束ぶりを内外に示して、わが業界の信用度を高め、目前に迫る危機的状況を全力で打開いたしましょう。

本年も傘下の事業者が一丸となって意識改革を進め、個人タクシーの存在意義の確立と社会的支持の拡大に全力で取り組んでまいりましょう。

皆様のご理解とご協力をお願いし、年頭の挨拶とさせていただきます。

都内個人タクシー現況 (平成24年12月1日現在)			
許可事業者数	15,756名	(前月比-38名)	
(特別区、武三)	15,288名	北多摩182名	南多摩286名
傘下事業者数	15,495名	(前月比-42名)	
(特別区、武三)	15,028名	北多摩182名	南多摩285名

### 年頭の辞 関東運輸局 内波謙一局長

新春のご挨拶を申し上げます。  
タクシー事業につきまして、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき、平成24年9月に関東運輸局管内27の特定地域のうち、指定期間満了を迎えた25地域が再指定を受け、1地域が新たに指定を受けました。今後も引き続き、特定地域においてタクシー事業の収益基盤や労働条件の改善のための措置が円滑に図られ、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮し、利用者利便の向上に資するよう適正化・活性化の推進を図ってまいります。



また、平成22年10月の東京国際空港(羽田空港)再拡張及び国際定期便の就航に合わせ、空港への交通アクセス(鉄道・モノレール、バス、タクシー、レンタカー)の利便性・快適性の向上や深夜早朝時間帯の航空機の発着に対応した交通手段の確保に関する対策を関係者と共に行っており、引き続き、関係者と連携を図りながら、さらなる空港利用者の利便性向上が図られるよう努めてまいります。  
今後とも、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

### 第6回 理事会の 焦点

## 役割を担い、前進することの必要性

開催日時 12月14日(金) 午後1時  
場所 日個連会館

議題 ①東京タクシーセンター指導協力員の推薦 ②街頭営業適正化指導規程の一部改定 ③上野警察署からの客待ちタクシー非放置駐車違反改善要請への対応 ④一般社団法人移行特別委員会設置



審議に先立ち、木村会長より次のようなお話がありました。  
「先ごろ、東京トラック事業健保会館において、個人タクシー向け運行管理者等一般講習が行われました。特に今年は、東京での重大事故が立て続けに起こったということもあり、関東運輸局やNASSVAの関心も高く、またご支援いただき、かなり実のある内容となりました。関東支部で出している小冊子などを十分に生かし、引き続き事故の減少にご尽力いただきますようお願いいたします。」

### 高齢者を対象とした

## 個人タクシー事業者研修会

12月3日(月)メルパルクホールにおいて、期限更新日現在における年齢が満73歳以上の方を対象とした当協会主催の「個人タクシー事業者研修会」が開催されました。高



アシスタントマネジャー  
三ツ木康智さん

齢者の交通事故及び健康管理等が問題となつている業界の現状を踏まえ、今回初めての試みとして、「高齢者の事故防止対策」というテーマで(独)自動車事故対策機構・三ツ木康智アシスタントマネジャーの講演と「事故防止のための健康管理」というテーマで(財)河野臨床医学研究所付属北品川クリニック所長(医学博士)築山先生の講演が行われました。

築山先生から「運転するにあたり大事なことは睡眠です。2日で12時間以上の睡眠を心がけて下さい。また運転は長時間同じ

す。

また、タクセンとのタイアップとなる指導協力員の推薦など、ますます街頭指導員の役割、そして団体の役割が大きくなってきます。皆さんと一緒に応援をしていきたいと思ひます。

最後に、議題にもありますが、今こそ個人タクシーが結束を固め、行政や社会、有識者から個人タクシーが良くなつていく、団体としてもまとまつていくと認められなければならぬ時です。厳しい道のりではありますが、一般社団法人移行を皆さんと一緒に乗り越えて行きたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。」  
その後の審議において、4つの議題がすべて可決承認されました。



北品川クリニック所長  
築山 節先生

姿勢で座り続けますので、エコノミー症候群にかかりやすいと言われています。時々降りて足を動かすようにして下さい。」  
というお話の後、「かくれ脳梗塞」として5つの黄色信号、高血圧、糖尿病、高コレステロール、タバコ、心臓病についての予防と対策に関する講習が行われました。

タクシーセンター第36回優良運転者表彰

# 優良運転者としての誇りを胸に

11月29日(木)午後2時より、ホテルイースト21東京において、東京タクシーセンターによる第36回優良運転者表彰が行われました。個人タクシー事業者からは、特別表彰・30年・20年・10年・一般を合わせて213名が表彰を受けました。

## 木村会長祝辞

この表彰制度は、長年にわたるタクシー業務の適正化、利用者の利便増進、そして安全輸送に多大な貢献をしたと認められる方々を表彰しようというものです。タクシー業界をとりまく営業環境や交通環境は非常に厳しく、その中で厳正なる審査をクリアし、表彰の荣誉に浴された皆様におかれましては、これまで積み重ねられたご功績とご努力に深く敬意を表します。

昨今は事故、さらに繁華街における違法客待ち駐車や不適正営業が多く、業界をあげて解消への努力が必要となっています。表彰を受けられた皆様には、今日からまた率先して適正営業と無事故無違反にご尽力いただき、後進の指導に当たっていただきますよう、お願い申し上げます。

## 喜びの声

特別表彰  
東個協・荒川支部  
小倉 文雄さん

タクシーの運転をするようになって42年。心掛けているのは何よりも事故を起こさないように、ということなのです。特に横断歩道では、少しでも自転車等の気配を感じたら、すぐにブレーキの上を足を乗せ、いつでも停まれるように気を付けながら運転しています。不景気もあり、先がなかなか見えませんが、毎日このつこつとできることをきちんとこなすことが大切だと思います。



# 安全第一、法令順守の営業を

平成24年12月1日付け期限更新 許可期限1年連続者について

## 期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限			
	5年	3年	2年	1年
3,652	669	1,504	75	1,395

※保留1名を含む。

## 許可期限 1年連続者 (合計1,039名)

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続
727	226	59	25	2

※年齢の理由のみにより1年になった者を除く。

平成24年12月1日付け期限更新の内容がまとまりました。今回の更新者は3652名。更新後の許可期限の内訳は5年669名、3年1504名、2年75名、1年1395名、保留1名でした。許可期限が1年となった1395名のうち、年齢の理由(75歳以上)のみによる356名を除く1039名が道交法違反等によるもので、1年を5回連続すると許可の取消処分になります。今回、2名(55歳と79歳)が対象となりました。4回連続の25名、3回連続の59名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。また、許可期限1年のうち、代務・休止による者(8名)を除く1031名(28.2%)が特別研修対象となりました。より一層の安全運転を心掛けてください。

## 感謝の手紙

東個協・板橋第一支部の佐藤芳久さんへの感謝の言葉

乗車の際にジャケットを脱いで、そのままタクシーの中に忘れてきてしまい困っていたところ、わざわざ宿泊先のホテルまで届けに来てくださいました。お忙しいところ届けていただき、本当にありがとうございました。

個人タクシーを選ぶお客様が増えるように、親切丁寧な対応を心がけていきたいと思います。

## 計報

\*11月

氏名	所属団体	享年	病名
松本 登	(東個協・板橋第一)	68	心不全
丹野 時夫	(東個協・江戸川第二)	81	心不全
土屋 和男	(東個協・目黒第二)	73	心筋梗塞
宮原 正幸	(東個協・豊島)	74	心臓血腫
塚田 二郎	(東個協・豊島)	65	心不全
宇部 喜義	(都営協・東)	66	胃痛
佐々木國昭	(都営協・板橋)	73	心筋梗塞
鶴岡 實	(都営協・江戸川)	72	心筋梗塞

ご冥福をお祈り申し上げます

## ■不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生日	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成24年10月	36	8	1	45

## ■処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

平成24年11月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生活場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	城北支部	I・A	平成24年6月30日	千代田区内幸町1-6	待機禁止無視		表示灯使用停止 換金停止
都営協	さくら協組	S・T	平成24年9月10日	新橋駅東口パチンコ店前	待機禁止無視	加重	表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は東個協・都営協に処分を要請し、平成24年11月中に処分内容の報告があったもの  
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

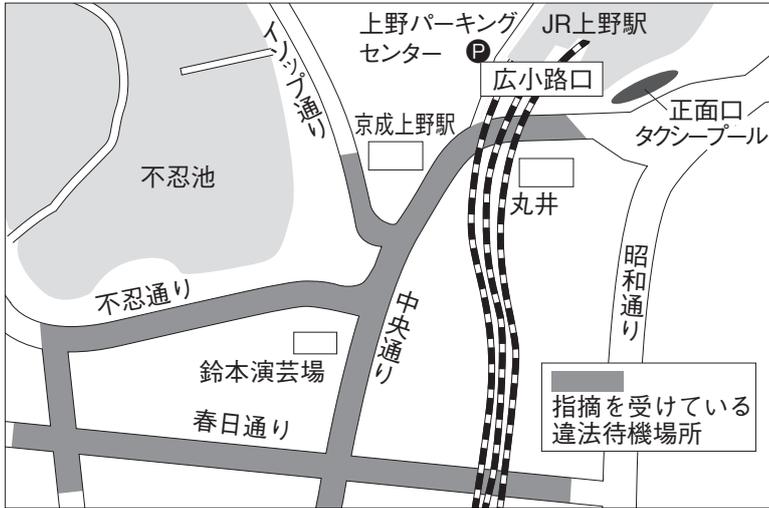
# 上野警察署より改善要請 「違法客待ち車両」を厳しく 取り締まります

中央通り、イソップ通り、不忍通り、春日通りにおいて、主に夜間帯から深夜早朝にかけて、客待ちタクシーの違法駐車車両が交通の流れを遮断し、恒常的な交通渋滞を引き起こしている等多くの苦情が寄せられております。

上野警察署では交差点等で取り締まりを実施しておりますが、今後改善が見られなければ、更なる取り締まりの強化を図ることも何度目指す受けている事業者には、団体長を呼んで直接指導を行うことも検討している旨の厳重注意を受けております。

上野駅周辺で営業されている事業者は、JR上野駅正面口に32台待機可能なタクシープールがある他、正式なタクシー乗り場がありますので、適正な営業をお願いします。

## 上野警察署からの主な指摘場所について



※一部上野警察署管外含む

## 年末街頭指導報告

東京駅八重洲北口・銀座・新橋・六本木等個人タクシー業界として延べ56日間実施

### 〈東京駅八重洲北口〉

日時：平成24年12月4日 午後9時～翌午前0時  
指導班：第1指導班（B）

外堀通りでは普段と違い多くの違反車両が見受けられ、とりわけ呉服橋交差点方向からグラントウキョウノウースタワー前スクランブル交差点に向けバックで移動し、横断歩道際で客待ち待機をする法人・個人タクシー車両が多く現認された。この日は当箇所重点を置いて摘発指導を行った。

### 〈銀座・新橋地区〉

日時：平成24年12月6日 午後10時～翌午前1時  
指導班：第2指導班（B）

新幸橋、土橋、新橋駅東口、難波橋、数寄屋通り、山下橋等を何度も巡回したが、難波橋で待機車両3台を現認しただけで、違反車両は見受けられなかった。これからもこのような状況が続くのであれば、摘発指導の効果が現れてきた証拠だと思ふ。

### 〈六本木地区〉

日時：平成24年12月7日 午後11時～翌午前2時  
指導班：第3指導班（A）

金曜日ということもあり人の流れが多く、午後11時から午前1時にレッドゾーンで待機する車両は見受けられなかった。また午前1時を過ぎるとタクシーより利用客の方が多く、タクシープールには車が無い状態が続き、タクシー乗り場には10人以上の利用客が並んでいた。

## 地理モニター報告⑱

### 移 転

名称	新所在地	旧所在地	移転日
町田市役所	町田市森野 2-2-22	町田市中町 1-20-23	平成24年7月

### 名称変更並びに移転

旧名称	新名称	变更日期	旧所在地	新所在地	移転日
町田市役所中町分行舎 町田市役所中町第二庁舎 町田市役所中町第三庁舎 町田市役所森野分行舎 町田市役所木曽庁舎	町田市役所	平成24年7月	町田市中町 1-25-14 町田市中町 1-4-4 町田市中町 1-4-2 町田市森野 1-33-10 町田市木曽西 3-18-2	町田市森野 2-2-22	平成24年7月

### 新 施 設

名称	概要	所在地	開始日
和光大学ポプリホール鶴川	300席のホール、鶴川駅前連絡所、鶴川駅前図書館、有料貸出施設を備える複合型文化施設。	町田市能ヶ谷 1-2-1	平成24年9月